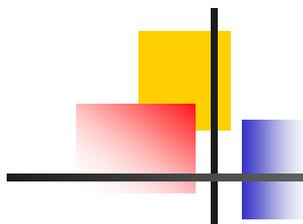


平成27年7月28日



河内長野市内郵便局と2協定を同時に締結

～災害発生時の相互協力と一人暮らし等の見守りに関する協定～

河内長野市は、河内長野市内郵便局（12局）と、災害が発生した場合に相互協力を行う協定と、一人暮らし等の市民の「孤立死」を未然に防止することを目指す協定を、同時に締結することとなりましたのでお知らせいたします。

【協定名および内容】

●「災害発生時における河内長野市と河内長野市内郵便局の協力に関する協定」

災害が発生した場合において、相互に協力を行うことを規定したもので、具体的には、緊急車両等としての車両の提供、避難者リスト等の情報の相互提供、郵便業務に係る特別事務取扱及び援護対策、臨時郵便差出箱の設置、及びゆうちょ銀行かんぽ生命の非常取り扱いなどを行うもの。

●「河内長野市一人暮らし等の見守り活動に関する協定」

一人暮らし等の市民の「孤立死」を未然に防止するなどを目的として、郵便の集配達や地域での郵便業務において、何らかの異常を察知した場合に、市に通報をお願いするもの。

【協定書調印式】

◆開催日時：平成27年7月31日（金）午前10：00～10：50

◆場所：河内長野市役所 3階301会議室（河内長野市原町一丁目1番1号）

◆出席者：芝田啓治（河内長野市長）

河内長野市内郵便局局长（12局）

問い合わせ：河内長野市 危機管理課 TEL:0721-53-1111
生活福祉課 同上